

商法改正と新会計基準

証券市場の活性化、企業統治の強化などから、商法改正が頻繁に行われています。あわせて、会計基準・税制も近年大きく変わっています。最近のおもな改正を整理いたしますと、つぎのとおりです。

施行日	商法改正の内容	導入日	新会計基準・税制
97.10.1	<企業再編法制の改正> 1) 合併手続の簡素化	00.3月期より	1) 連結会計 2) キャッシュフロー-計算書
99.10.1	2) 完全親子会社化制度の創設 (株式交換・株式移転)	01.3月期より	3) 税効果会計 1) 退職給付会計
01.4.1	3) 会社分割制度の新設	01.4.1	2) 金融商品の時価会計 合併・分割など企業再編税制
01.10.1	<株式制度の改正> 1) 金庫株(自己株式取得)の解禁 2) 額面株式の廃止 3) 単元株制度の創設		
02.4.1	4) 新株発行規制等の見直し 定款に株式譲渡制限規定のある会社の授権枠制限の撤廃 5) 種類株式制度の拡大 6) 新株予約権制度の創設	02.4.1	連結納税制度の新設
02.5.1	<株主総会のIT化> <監査役制度の機能強化> 1) 監査役の任期 3年 4年 2) 資本金1億円超の会社の監査役は取締役会出席を義務付け		
05.5.1	3) 大会社で社外監査役を監査役の半数以上	06.3月期より	固定資産の減損会計導入

お見逃しなく!

1. 監査役の任期が4年に延長となるのは、02年5月期決算以降にかかる定時株主総会で選任された監査役からです。
02年3月期・4月期決算にかかる定時株主総会で選任された監査役の任期は3年です。
2. 今後の商法改正として、つぎの点が03年4月から施行されます。
 - (1) 大会社で、従来型取締役会の権限を大幅に委譲した重要財産等委員会設置会社、**監査役を廃止して執行役を置き4委員会が業務を執行する委員会等設置会社の創設**
 - (2) 株主総会特別決議の定足数の緩和 「**総株主の議決権の過半数の株主出席**」から**定款で「総株主の議決権の1/3の株主出席」へ**
 - (3) 総会招集手続の簡素化 **ア。全株主同意により「招集手続き不要」が可能に イ。譲渡制限会社は定款で「招集通知発送を総会2週間前」から「1週間前」に変更可能**